自治労京都府本部

電話労働相談「中間報告書」

森 健 一

自治労京都府本部は2004年6月から2005年5 月にかけて、3回の、一般府民を対象とした労 働相談を実施した。その結果について報告する。

労働相談実施の目的と体制

自治労京都府本部では、労働者の雇用形態が 正社員から臨職・パート・派遣などへ多様化し、 それにともなって複雑になっている職場の労働 問題に対応するため、昨年度初めて一般府民を 対象にした労働相談を行った。相談は、「府本 部電話労働相談実施要領」に基づいて、組合員 の中から労働関係法に詳しい人を相談員に任命 して行った。

今回の相談の目的としては、

- ・自治労京都府本部の社会的認知を高め、社会 的役割の拡大を図る。
- ・未組織労働者が抱えている諸課題の解決を支 援できる体制を整え、組織強化に結びつける。
- ・相談援助機関との連携を強化し、労働組合と しての力量を高める。
- ・未組織労働者の組織化に資する
- の4点を確認して取り組んだ。
- <相談実施日、体制と相談件数>

第1回 04年6月11~13日

相談員 6名 相談件数 37件

第2回 04年11月25~27日

相談員 5名 相談件数 4件 第3回 05年5月26~28日

相談員 5名 相談件数 11件 相談件数合計 52件

相談結果の分類

産業分類別件数 知主,小主器

却元・小元兼	11
医療・福祉	7
教育・学習支援業	5
運輸業	5
製造	4
情報通信業	4
建設	3
飲食店・宿泊業	2
金融・保険・不動産業	1
その他(不明)	10

相談内容別

相談内容は一件の相談で複数ある場合も多く、 相談件数よりも多くなる。

< 労働組合及び労使関係 >

団体交渉			3
労使協議制			2
労働協約			2
不当労働行為			2
組合組織の結成、	組織、	活動	1

2		
その他 2		<公務・公共サービス関係>
< 労働条件 >		15件ありました。
労働時間 16 賃金	14	・教育関係 1
安全衛生・労災 10 解雇・退職勧奨	10	公立学校の嘱託、有期雇用契約の更新で10年
休日・休暇 9 労働契約	6	余勤務、突然雇い止めとなった。
就業規則 5 退職金	2	・自治体外郭団体 1
その他 5		嘱託、セクハラ問題を放置。
<雇 用>		・交通関係 1
配置転換 2		病気から復職後の勤務がきつい、異動を希望
障害者の雇用 1		(正職)
<勤労者福祉>		・自治体嘱託指導員 1
労働保険 2		労働時間・人間関係(嘱託)
その他 1		・一部事務組合 1
< 男女雇用機会均等等に関すること>		深夜手当を長年にわたり未払い(正職)
育児休業・介護休業 2		・消防関係 2
均等待遇 1		病気により希望退職も検討(正職)
セクシャルハラスメント 1		・社会福祉法人など 4
< その他の問い >		・自治労組合員の親族 1
職場の人間関係 2		<民 間>
苦情処理 2		・ヘルパー 1
その他 2		休日出勤、経営不安
雇用形態別		・保育士 2
正 規 25		超過勤務、サービス残業
臨時・非常勤・パート 19		
アルバイト 4		相談結果の特徴
その他・不明 4		
性別		産業ごとの特徴について
男性 29		産業分類別では卸売・小売業からの相談件数
女性 17		が最も多く(11件) サービス産業での労働時
不明 6		間管理のルーズさやパートの主婦等が弱い立場
年齢別		に置かれていることが反映されている。
20歳代 7 50歳代 5		医療福祉関連(7件)では、介護関連のパー
30歳代 4 60歳代 5		ト労働者からの相談が多く、介護労働者が弱い
40歳代 5 不明 26		立場に置かれていることの反映と考えられる。
労働組合の有無		運輸業(5件)は、過酷な競争の下で運転手
有 16 無 28		が長時間の運転により、事故を起こしかねない
不明 8		という家族からの訴えなど、深刻な実体の一端

がうかがえた。

年齢・雇用形態別では

20歳代からの相談が7件、40歳代~60歳代か らの相談が各5件で、各年代にわたっていた。 また、労働組合の無い職場と不明を合わせると 7割近くを占めた。

労働条件関係

最近の労働相談では、解雇についての相談が 減少しつつある反面で、時間外労働や休日出勤、 それにともなう労働者の健康問題など、労働密 度の強化に起因すると思われる問題が増える傾 向にある。今回の相談においても、下記のよう なケースがあった。

労働時間についての相談では、中小企業で 時間外労働が多くその上時間外手当が払われ ていない。(休日出勤もある)サービス残業が 常態化しているなど、労働時間管理がルーズ で、明らかに労働基準法に違反しているケー スや、経営者に労基法を守る姿勢が欠如して いる例が多い。

最近は人員減などで職場に余裕がなくなっ ているせいか、安全衛生、特に労働災害につ いての相談が多く、「毎日配達に使用するバイ クの故障が放置されたまま、使用を続けさせ られている」ケースなど、中小企業において 安全衛生がおろそかにされている実態がある ようだ。また、「内部告発者と決め付けられ、 いじめられた」ケースなど、メンタルヘルス の問題を含め、いびつになっている職場の人 間関係の問題で悩んでいる人も少なくないこ とがわかった。

公共サービス関係

公共サービス関連の職場からの相談が3分の 1近くあった。特に、公務関連職場では、臨時 職員・パート・嘱託などの雇用形態のもとで、 極めて不安定な状態に置かれている労働者が増 えている。民間と違い、「長期間有期雇用を更 新していても、簡単に雇い止めされてしまう」 とか、上司の質により、超過勤務やサービス残 業などを強制されたり、セクハラ問題など、無 権利状態に置かれがちな実態が明らかになった。

相談は氷山の一角であり、公務・公共サービ ス職場の臨時職員の問題は今後継続して取り組 まねばならない大きな課題であるとの認識を強 く持った。

相談に対して どのような対応をしたのか

今回の電話労働相談における、相談への対応 は次のとおりであった。

* 1回の相談で複数のアドバイスもあり。

- ・アドバイス 26件 組合運動の方法、労基法等の規定についての 説明、トラブルに対処する方法など。
- ・話を聞く 6件 ともかく話を聞いてほしいというもの。
- ・他労組紹介 6件 問題解決につながりやすい労働組合(日教組、 連合ゆうゆう労組、など)を紹介。
- ・継続相談を勧める 11件 「1人でも入れる合同労組があるので、気持 ちが固まったら自治労に電話して欲しい」等。
- ・面接相談へ(予定含む) 2 件
- ・組合結成・加入を勧める 2件
- ・病院へ行く、弁護士と相談することを勧める 1件
- ・労働基準監督署を紹介 10件
- ・京都府労働委員会の個別労働関係紛争のあっ せんを紹介 2件
- ・社会保険事務所を紹介 1件

・京都障害者職業センターを紹介 1件

反省と今後、改善すべきことなど

初めて府本部として労働相談に取り組み、さまざまな課題が明らかになったと思う。

1.マスコミ対策をしっかり行うことの必要性。 新聞掲載は1回目は3紙(京都、朝日、読売)が掲載してくれたが、2回目は2紙(京都、読売) 3回目は京都新聞のみで、それにともない相談件数は増減した。特に2回目は、他の組織が行う電話相談と開催日が重なったため相談件数が大幅に減少した。全国紙と京都新聞以外にも、地域紙(洛南タイムズ、丹後地方の地域紙)への掲載の働きかけが必要だ。

なお、1年間の労働相談の結果のまとめについて7月11日に府本部として府政記者クラブで記者発表を行ったが、これについては2紙(産経、京都)に掲載された。

2.初めて相談を行ったこの1年間は、「まず、話を聞くこと」から出発した。しかし、相談者から話を聞いて、電話を切った後で、「もっとこんなアドバイスをしておけば良かった」と反省することも多かった。的確な相談を行うためにも、相談対応の独自のマニュアルが必要だ。(相談者に対する継続的な連絡・相談を行うため、電話番号・住所等を必ず聞き取ることも大切だ。今回の相談でも数件あった。)

- 3.「相談から組織化へ」というのが、労働相談を行っているすべての労働組合のスローガンになっている。しかし、相談から労働組合の組織化に繋げるためには、労働組合の必要性を意識的に相談者に説得する働きかけが必要であり、今後の課題である。
- 4 . 自治労京都府本部には、「合同労組」ともいえる「京都公共サービスユニオン」があり、相談や問題解決の実績を上げている。今後、公務職場・民間職場を問わず、相談があった問題を具体的に解決するため、公共サービスユニオンとの連携を深めていく必要がある。なお、自治労京都府本部では今後とも労働相談を継続して行っていく予定だ。
- 5 . 府本部に対しては、これら3回の相談期間 以外にも、一般からの労働相談が時々入るよ うになった。一向に減らない自殺者の数(7 年連続で3万人を超えている)や、正社員が 減りパートや派遣等の不安定労働者が増えて いる現実を見ると、社会のセーフティーネッ トが質量ともに絶対的に不足していることは 明らかだ。京都府を初めとする労働行政の、 体制の充実が切に望まれる。

なお、8月30日に、京都地方自治総合研究 所の「自治体雇用労働政策研究会」から、資料1のような要望書を京都府に提出し、さら なる体制の充実を求めた。

(もり けんいち・自治労京都府本部労働相談員、 自治労京都府職員労働組合組合員)

資料1/京都府への労働政策充実に向けた要望書

2005年8月30日

京都府知事 山田 啓二 様

> 京都地方自治総合研究所 自治体雇用労働政策研究会 代表 大谷 強

京都府の労働政策充実についての要望書

京都府が、府内で働く労働者に対する施策の充実に、熱心に取り組んでおられることに対し、敬意を表し ます。

さて、民間企業における国際競争の進展・グローバリズムの波は、労働環境に大きな影響を及ぼし、人件 費の削減、正社員の減少とパート・派遣労働者、有期雇用労働者など、不安定雇用労働者が増大しています。 それにより、同一職場に様々な雇用形態が存在し、労使関係も複雑化してきた一方で、労働組合の組織率は 低下し、未組織労働者が増大しています。

日本の自殺者は、7年連続で3万人を超え、昨年は3万2325人となりました。そのうち「経済・生活問題」 と「勤務問題」などを理由とする人は、合わせて1万人近くにのぼっています。

これまで、労働政策は国の施策と言われてきましたが、社会・経済状況の変化により、また分権社会を構築 するためにも、自治体の重要な役割として、積極的に担うことが求められてきています。

私たちは、労働者を取り巻く現在の厳しい状況を改善し、課題を抱えている労働者に対して充分な京都府の 労働政策、とりわけセーフティーネットの充実と、新たな取り組みが必要であると考えます。

そこで、下記のような要望を取りまとめましたので、実現に向けてご検討していただきますようお願いし

1.セーフティーネットの一層の充実に努めていただきたい

京都中小企業労働相談所の相談時間(フリーダイヤル)を午前9時から午後5時に拡大すること。 夜間相談や休日相談の実施を検討すること。

広域振興局に労働担当職員を配置し、労働相談の窓口を設置すること。

労働行政に精通した職員を養成すること。

「問題解決型労働相談」の実施を検討すること。

2. 労働法令等の周知・徹底に努めていただきたい

中小企業経営者・労働者に対する労働法令等の周知・徹底のためのセミナー等の回数を増やすこと。 中小企業経営者・労働者むけの、労働法令等啓発冊子を作成配布すること。

小・中・高校の卒業年次の生徒に対し、労働法令についてのカリキュラムを組み込むこと。

3.憲法28条に保障された、労働者の権利について

労働組合の組織率が低下し、憲法で保障されている団結権も形骸化が進んでいる。労働者の団結権に ついて、積極的な啓蒙を行うこと。

労働組合作りマニュアルを作成配布すること。

4.京都府の入札・委託事業者で働く人々の公正労働基準を確立していただきたい

入札・委託事業者の選定に当たっては、最低制限価格制度(あるいは低入札価格調査制度)を適用・ 制度化していくこと。

最低制限価格設定の内容には、労働者が安心して公共サービスを提供できる労働環境の整備をはかる ため、事業者が、労働法規、社会保障制度などについてのコンプライアンスを取り入れること。

受注事業者に対し、労働者の権利、男女同一労働・同一賃金、常用労働者とパート労働者の均等待遇 などの社会的責任を果たすよう求めること。

までに、昨年六月から今|談の結果をまとめた。 自治労府本部は十四日 | 実施した初の府民労働相 皇治労府本部 初の府民労働相談

卸・小売業から最多11件

年五月まで三回にわけて一 労働相談は昨年六月と | サービス産業の労働時間 売り・小売業からの相談 件数が十一件と最多で、 主婦らの相談が目立っ 管理のルーズさ、パート た。運輸業の相談も五件

職勧奨十件、休日・休暇件、安全衛生や解雇・退

が九件あった。

受理件数は計五十二件。 その結果、産業別では卸 回、各三日間実施した。 一月、今年五月の計三 からの訴えもみられた。 る長時間運転で事故を起 あり、過酷な競争下によ こしかねないという家族

産経新聞 2005年7月15日付

時間が十六件、賃金十四

主な相談内容では労働

自治労京都府本部(木村幹雄委員 長) は、府民を対象に初めて実施し た労働相談の結果をまとめた。 トや非正規の労働者が急増している のを反映し、残業代未払いや職場で のいじめで悩む声も寄せられた。

働

自治労府本部、相談まとめ

間関係が十六件と最も多 安全衛生と続いている。「時 く、賃金、解雇・退職勧奨、 五十二件が寄せられた。中 五月にかけて三回実施、計 小零細企業の従業員が三十 三件と半数以上を占めた。 相談は昨年六月から今年 相談内容別では、労働時 教員として有期雇用契約の 場のトラブルも目立った。 などの労働環境の問題や職 つけられ、いじめられた」 ない」「内部告発者と決め 時間外手当も支払われてい 間労働や休日残業が多く、 職場では「公立学校の嘱託 また、公共サービス関連

必要」としている。

小企業の経営者や従業員向 働者に役立っていない。中 談もあり、自治労府本部は 能と役割が非正規雇用の労 ない職場の労働者からの相 件が寄せられた。 突然、契約更新されなくな った」との相談など計十五 「労働組合が担っていた機 労働組合が組織されてい

更新で約十年勤務したのに

けの労働行政の対策充実が

京都新聞 2005年7月24日付